

# 第1章 計画の意義

## I 計画策定の目的と視点

### 1 計画策定の目的

墨田区では、平成17年（2005年）11月に区議会の議決を経て、成熟社会の到来や地域を取り巻く社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、区政の新たな指針として、新しい「墨田区基本構想」を策定しました。

この基本構想では、「～水と歴史のハーモニー～ 人が輝く いきいき すみだ」というまちづくりの基本理念や、5つの基本目標ごとに描かれた将来の姿を区民、事業者、区が共有するとともに、協治（ガバナンス）の考え方に基づき、それぞれの役割分担のもと、一緒に力をあわせ、魅力や活力あふれる「すみだ」をつくりだしていくこととしています。

この「墨田区基本構想」に描かれた将来の姿を区民、事業者、区との協働によって実現するため、本区における最上位の総合計画として、平成18年12月に「墨田区基本計画」を策定し、これに基づき具体的な施策の展開を図ってきました。

この基本計画では、計画期間の中間年で計画の見直しを行うことが明記されており、前期5年間の施策の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、今後の社会潮流も予測したうえで、このたび改定を行いました。

### 2 計画策定の視点

この基本計画は、次の視点を踏まえ策定しました。

- (1) 計画の前提となる「目標人口25万人」が5年早く達成されたことや、東京スカイツリー®関連事業の進捗状況を踏まえ、今後の方向性を示します。
- (2) 「協治（ガバナンス）推進条例」の制定、「住宅マスタープラン」や「地域福祉計画」の策定など、主要課題に関する施策の方向性を示す条例・計画等を多数策定しているため、これらの考え方や施策を体系化し、基本計画に位置づけます。
- (3) 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災及び災害発生時の対応など、施策全般にわたって再検証を行います。
- (4) 学校統廃合後の跡地活用の方針を定めるとともに、区民ニーズに的確に対応しうる公共施設整備の考え方を示します。
- (5) 行政評価制度による施策の成果や達成度をはかる数値目標の中間年の調査結果を分析し、新たな数値目標の設定や効果的・効率的な行政施策の選択を行います。
- (6) 5年後に墨田区基本構想の中間年を迎えることから、区民生活や区政の動向を長期的な視点からとらえ、今後の政策立案の方向性を示します。

## II 計画の特徴・性格

この計画は、区政の説明責任を明確に果たすとともに、区民にわかりやすい計画をめざし、次のような特徴・性格を持つものです。

### 1 協治（ガバナンス）を区の基本理念とした基本計画

施策ごとに、区民と区がともにめざす将来の姿（共通の目標）を示すとともに、その目標実現のために、区民、事業者、区がどのような役割を担うべきか、それぞれの役割分担を示すことにより、協治（ガバナンス）を推進するための計画とします。

### 2 行政評価システムを組み込んだ基本計画

施策を単位とした行政評価制度を導入し、施策の成果や達成度をはかる具体的な数値目標を掲げることによって、常に効果的・効率的な行政施策を選択し、適切な経営判断が行える計画とします。

### 3 今後の公共施設整備等を示した基本計画

今後の公共施設整備のあり方など、計画的に展開していくべき事業を掲げる計画とします。

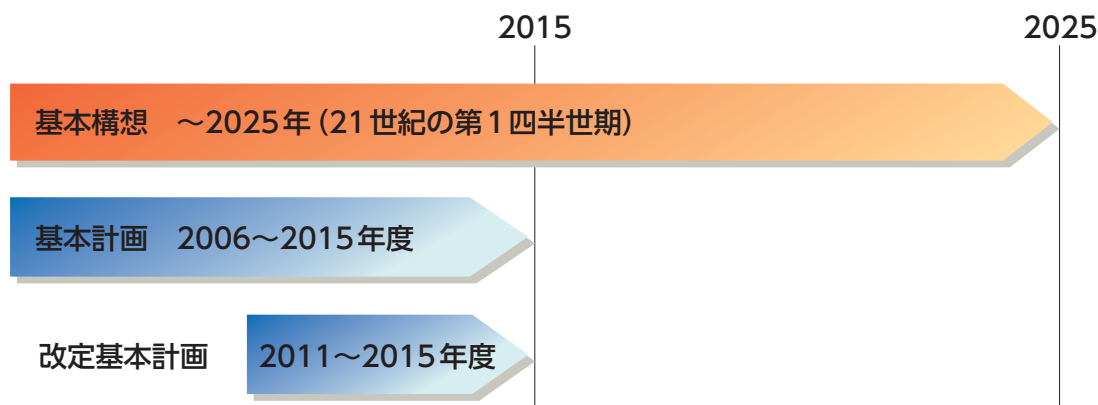
### 4 リーディングプロジェクトを掲げた基本計画

区民と区の力を結集し、基本構想に掲げる基本理念「～水と歴史のハーモニー～人が輝く いきいき すみだ」を実現していくうえで、優先的かつ重点的に取り組むべき施策をリーディングプロジェクトとして計画に位置づけ、相乗的な効果が発揮できるよう取り組んでいきます。

## III 計画の期間

「墨田区基本構想」は、平成 37 年（2025 年）までをその期間としています。この改定基本計画は、平成 23 年（2011 年）度を初年度として、平成 27 年（2015 年）度までの 5 か年を計画期間とします。

### ■ 計画の期間





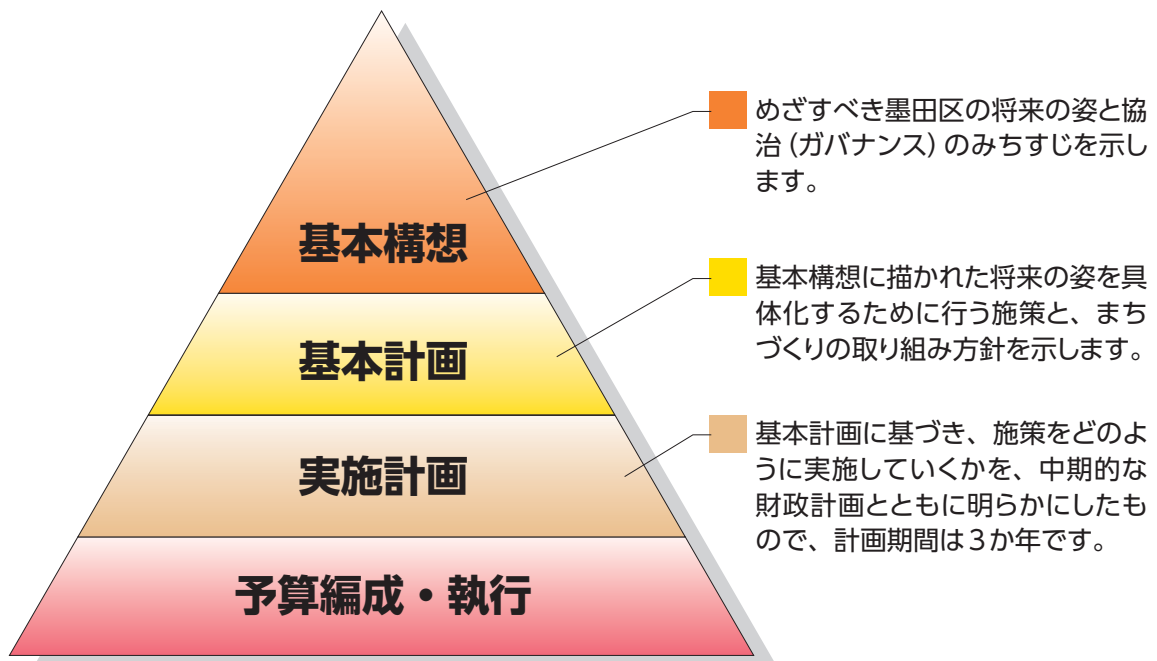
## IV 計画の構成

この基本計画は、第1部「計画の基本的考え方」、第2部「リーディングプロジェクト」、第3部「計画の内容」からなっています。第1部「計画の基本的考え方」では区の現状、社会変化の潮流や区政の課題、さらには公共施設の整備のあり方とそれを裏打ちする財政計画を示します。

第2部では本区がめざすべきまちづくりの方向や、基本計画を先導的に推進するための「リーディングプロジェクト」を示しています。

第3部「計画の内容」では基本構想で掲げた5つの基本目標ごとに、政策・施策の内容を示しています。

### ■ 計画の体系





## V 基本計画と行政評価の連動

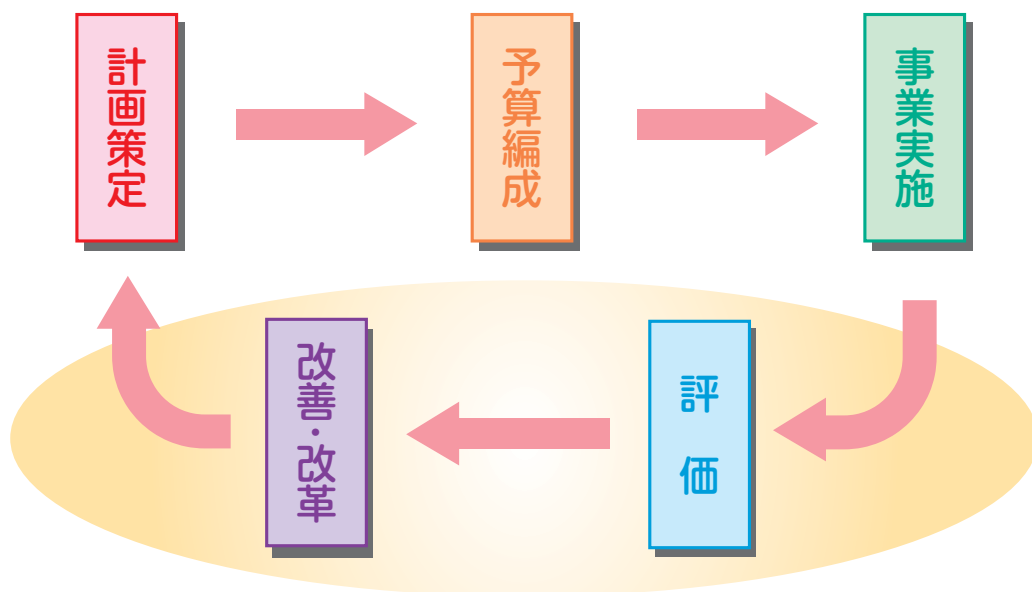
### 1 行政評価の必要性

これまでの行政は、区民ニーズを把握して、基本計画や分野別の計画を策定し、これに基づいて実施計画（3か年）を策定し、事業を予算化するとともに、その予算を適正に執行することによって、行政の責任を果たしてきました。しかし、その事業や施策の成果についての検証が十分に行われず、次年度の予算に成果が反映されにくいのが実態でした。

そこで、各事業の執行後に成果を評価し、その結果を次の予算編成や計画改定に反映させていくためのマネジメントサイクルのなかでの「行政評価」が必要になってきました。投入されたコストとそれによる成果を区民の視点で評価することで、効果的・効率的な行政運営を図るとともに、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応できるようになるからです。

また、本計画の基本理念は協治（ガバナンス）であり、区民と区との協働による地域社会づくりをめざしています。協治（ガバナンス）の実現のためには、区の行政活動についての詳細な内容を区民の皆さんに積極的に情報提供し、その意義を説明することが必要不可欠です。この説明責任を果たすという意味でも、施策体系ごとの事業内容とその成果を公表することができる「行政評価」の役割は、きわめて大きいものといえます。

#### ■ マネジメントサイクルのイメージ



## 2 行政評価の目的

基本計画における行政評価は以下の3点を目的とします。

### (1) 成果指向型で戦略的な行政運営をめざします。

これまでの行政活動は、事業をどれだけ行ったか、例えば、“リサイクル講習会を何回開催したか”、“何人が受講したか”といった「活動量・産出量 (output)」というモノサシではかられていました。しかし、「行政評価」の導入により、“リサイクルに関する施策を展開することによって、どれだけごみの排出量が減ったか”といった「成果 (outcome)」というモノサシにより行政活動をはかることができるようになります。これにより成果重視の区政運営と、評価の結果に基づく前例主義を廃した戦略的な意思決定が可能となります。

### (2) 資源配分を最適化し、効果的・効率的な行政運営をめざします。

行政評価を行うことにより、これまでの行政活動のなかで何が非効率なのか、どのように改善すべきなのかが明らかになります。これにより、限られたヒト・モノ・カネなどの資源配分を最適化することができ、効果的・効率的な資源配分が可能となります。

### (3) 協治（ガバナンス）の実現に向けて、説明責任を向上させます。

区の行政活動について、体系的に目的・手段・成果を区民に明らかにすることによって、協治（ガバナンス）の前提となる区民との役割分担や協働体制を築いていくための基礎とすることができます。

## 3 成果をはかる指標の設定について

本計画において、行政活動を評価するモノサシとして、すべての施策に「施策の達成をはかる指標」を設定しています。ここでいう「施策の達成」とは、区が何にいくらのお金を使ったか、事業をどの程度実施したかといった「活動量・産出量 (output)」ではなく、施策を実施した結果、区民の生活や暮らしがどれくらい良くなったのか、意識や行動がどういう状態に変化したのかという成果 (outcome) を明らかにします。

また指標は、区民の生活や暮らしが良くなった状態をできるだけ客観的にあらわす成果をデータで設定しています。成果指標の設定が困難な場合は、活動量・産出量をモノサシとする活動指標で代替しています。

なお、施策によっては、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、指標を変更したり、新たに追加したものがあります。